

2018年IPPC総会において諮られる予定のISPM案

植物検疫措置としての温度処理の 使用の要件(2014-005)

植物検疫措置としての温度処理とは？

低温処理



温湯処理



蒸熱処理



本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- ISPM 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」において、温度処理基準が複数（2018年2月現在13本）策定されている中で、温度処理基準の適用に関し、国際的に調和した技術的な指針を提供する必要性がある

基準策定の目的

- 加盟国が規制有害動植物及び規制品目を対象にした植物検疫措置としての温度処理を適切に運用できるようにする

本基準の概要

- 処理のタイプ、温度及び湿度の較正、モニタリング及び記録、処理施設の適切なシステム

これまでの経緯

- 2014年4月 IPPC総会でトピックに登録
- 2015年9月 植物検疫処理に関する技術パネルで原案作成
- 2016年5月 基準委員会が1回目加盟国協議案を承認
- 2016年7月 1回目加盟国協議
- 2017年5月 基準委員会が2回目加盟国協議案を承認
- 2017年7月 2回目加盟国協議
- 2017年11月 基準委員会がIPPC総会(CPM13)に諮ることを承認
- 2018年2月 IPPC総会討議文書として基準案を公開

本基準の構成

- 1 処理の目的
- 2 処理の適用
- 3 処理のタイプ
- 4 温度及び湿度の較正、モニタリング及び記録
- 5 処理施設の適切なシステム
- 6 文書化
- 7 検査
- 8 責任

1 処理の目的 及び 2 処理の適用

1 処理の目的

有害動植物の死亡率を規定の水準に到達させること

2 処理の適用

- 処理はサプライチェーンのいかなる時点においても適用できる（生産及びこん包工程、こん包後、貯蔵中、輸送中、荷卸し後等）
- 必要な有効性を達成するためには、処理温度と処理継続時間について一定の水準を満たすべき
- 手順書には、規定温湿度到達のための前処理及び後処理の工程、不測の事態への対応、及び処理失敗への改善措置を含むこと

3 処理のタイプ

処理タイプ		処理基準の内容	参考（例示）
3.1 低温処理		品目を規定温度以下で規定期間保持	南ア、スペイン、豪州産オレンジ
3.2 加熱処理	3.2.1 温湯処理	規定温度の温水で品目を規定時間 又は 品目を規定温度で規定時間	ブラジル、ペルー産マンゴウ
	3.2.2 蒸熱処理 (強制通風加熱処理を含む)	飽和蒸気で品目を規定温度で規定時間 (低湿度（表面の結露防止）で品目を加熱)	タイ産マンゴウ、 ハワイ産パパイヤ メキシコ産マンゴウ
	3.2.3 乾熱処理	規定温度の熱風で品目を規定時間	カナダ産ヘイ
	3.2.4 誘電加熱処理	マイクロ波や高周波で内部加熱	木材こん包材

4 温湿度の較正、モニタリング及び記録

4.1 温度マップ

ある温度で処理する際の荷口の密度、配置、梱包状態を考慮し、処理庫内の温度マップ(分布)を調査

4.2 温度モニタリングセンサーの配置

- 4.2.1 低温処理
- 4.2.2 温湯処理
- 4.2.3 蒸熱処理
- 4.2.4 乾熱処理
- 4.2.5 誘電加熱処理

測定すべき温度（品目、温水、熱風）や必要とされるセンサー数とその配置場所、サイズの大きい品目にセンサーを挿入する、等記載。

5 処理施設の適切なシステム

5.1 施設の認可

処理施設は植物検疫当局により認可されるべき 等

5.2 処理後の寄生防止

処理施設は処理後の寄生を防止するための必要な措置をとるべき 等

5.3 表示

追跡調査のための処理番号、識別番号を荷口に表示

ラベルは容易に特定が可能かつ見やすい場所に貼付すべき

5.4 モニタリングと監査

継続的な温度管理と当該施設・処理工程・荷口の安全性を保証するシステムがあれば、継続的な監査は必要不可欠とされるべきではない 等

5.5 処理施設の要件

植物検疫当局により定められた要件を満たすべき 等



6 文書化

6 文書化

処理施設が設置された国の植物検疫当局は、処理実施者が適切に記録を保管していることを保証する責任を負う

6.1 手順の文書化

荷口の取扱い、温度較正 等

6.2 記録の保管

消毒記録を最低1年間保管すべき

6.3 植物検疫当局による文書化

モニタリング検査等の記録を最低1年間保管すべき 等

7 検査 及び 8 責任

7 検査

- ・ 処理が輸入国の検疫要求事項を満たすかどうかを判断するため検査が行われる
- ・ 処理後に処理の対象でない生きた有害動植物が発見された場合は、植物検疫当局が処理の失敗を示すかどうか、追加の措置が必要になるかどうかを検証すべき 等

8 責任

- ・ 処理が実施又は開始される国の植物検疫当局は、検疫措置としての温度処理の適用に関する評価、認定、モニタリング（認可された事業者による活動も含む）に対し責任を負う
- ・ 輸送中の処理においては、輸出国の植物検疫当局は温度処理事業者の認可について責任を負い、輸入国の植物検疫当局は処理要件を満たしているかどうかの検証について責任を負う